

令和6年度[第36-G3606-01号]

狩野川西部流域下水道

狩野川西部浄化センター等維持管理包括委託

## 業務要求水準書

静岡県沼津土木事務所

下水道課

## 目 次

I 総則	4
1 事業目的	
2 本書の目的	
II 本事業の概要	5
1 事業の実施体制	
2 対象施設	
3 業務範囲	
III 前提条件	11
1 運転管理業務の基本方針	
2 流入基準	
IV 運転管理において受注者の満たすべき要求水準	13
1 放流水質に関する基準	
2 処理場運転に関する基準	
3 脱水汚泥に関する基準	
4 悪臭に関する基準	
5 省エネに関する条件	
6 施設機能の維持にかかる保全管理要求水準	
7 その他	
8 遵守すべき法制度	
V 運転管理・保全管理業務内容	20
1 維持管理実施計画策定	
2 管理業務	
3 水質等試験業務	
4 汚泥等試験業務	
5 臭気測定業務	
6 産業廃棄物(汚泥、し渣・沈砂等)収集運搬補助業務	
7 危機管理対応業務	
8 備品・消耗品の調達・管理業務	
9 薬品・電気・燃料・水道等の調達・管理業務	
10 普及啓発活動	
11 適正な維持管理のために必要となるデータの整理、協力	
12 苦情に対する一次対応	
13 保守点検業務	
14 修繕業務	

15	電気工作物管理業務	
16	業務の報告	
17	その他の業務	
VI	その他	38
1	事業期間終了時の状態	
2	法令の遵守	
3	業務遂行上の留意点(非常時の対応)	
VII	別添一覧	39
VIII	参考資料一覧	40

## I 総則

### 1 事業目的

本委託は、民間事業者の持つ創意工夫及びノウハウの活用が期待できる「性能発注の考え方に基づく民間委託(包括的民間委託)」とすることで、狩野川流域下水道の終末処理場の維持管理・運営について、民間事業者の創意工夫を生かして実施しようとするものである。

### 2 本書の目的

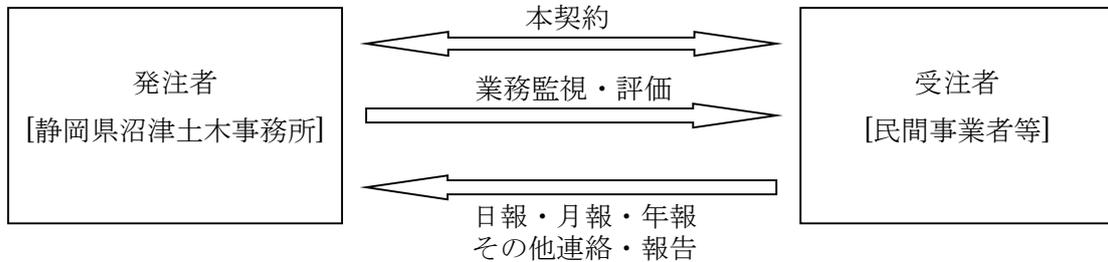
本業務要求水準書は、契約約款第1条の規定に基づき、令和6年度[第36-G3606-01号]狩野川西部流域下水道狩野川西部浄化センター等維持管理包括委託(以下、「本業務」という。)を受注者が実施するにあたり、発注者の求める維持管理上の要求水準を定めたものであり、本業務に基づき管理の対象となる施設(以下、「対象施設」という。)を適正に管理する上で遵守すべき基準を、受注者に示すことを目的とするものである。

## II 本事業の概要

### 1 事業の実施体制

#### (1) 通常(業務監視・評価体制)

##### ア 運転管理



##### イ 施設機能維持検査

発注者は受注者からの報告や現地立会によって施設機能維持の状況を確認する。

##### ウ 随時の検査、監視

発注者は、随時、施設へ立ち入り、業務の実施状況について受注者に説明を求め、水質検査その他を行うことができる。

#### (2) 危機管理対応

受注者は、危機管理事象が発生した場合、発注者が示す業務継続計画(BCP)やマニュアル等及び自ら作成した危機管理マニュアルを基に対応する。

### 2 対象施設

#### (1) 狩野川西部浄化センター(静岡県沼津市原字女鹿塚地内)

供用開始 平成6年6月1日

排除方式 分流式

処理方式 水処理 : 標準活性汚泥法

汚泥処理: 濃縮-脱水

水質等の設計基準

##### ア 流入下水量

項目	全体計画	認可計画
日平均汚水量(m <sup>3</sup> /日)	117,800	88,510
日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日)	147,400	111,423
時間最大汚水量(m <sup>3</sup> /日)	216,100	162,138

イ 流入下水の水質

項 目	全 体 計 画	認 可 計 画
B O D (mg/L)	200(239)	190(227)
S S (mg/L)	190(227)	180(215)

( )内は処理場における流入水質に汚泥処理からの返送分を考慮

ウ 流入下水及び処理水の予定水質

項 目	流入下水の 予定水質 (mg/L)	最 初 沈 殿 池		二 次 処 理 施 設		総 合 除 去 率 (%)
		除 去 率 (%)	水 質 (mg/L)	除 去 率 (%)	水 質 (mg/L)	
BOD	239	40	143	90	15	94
S S	227	50	114	80	23	90

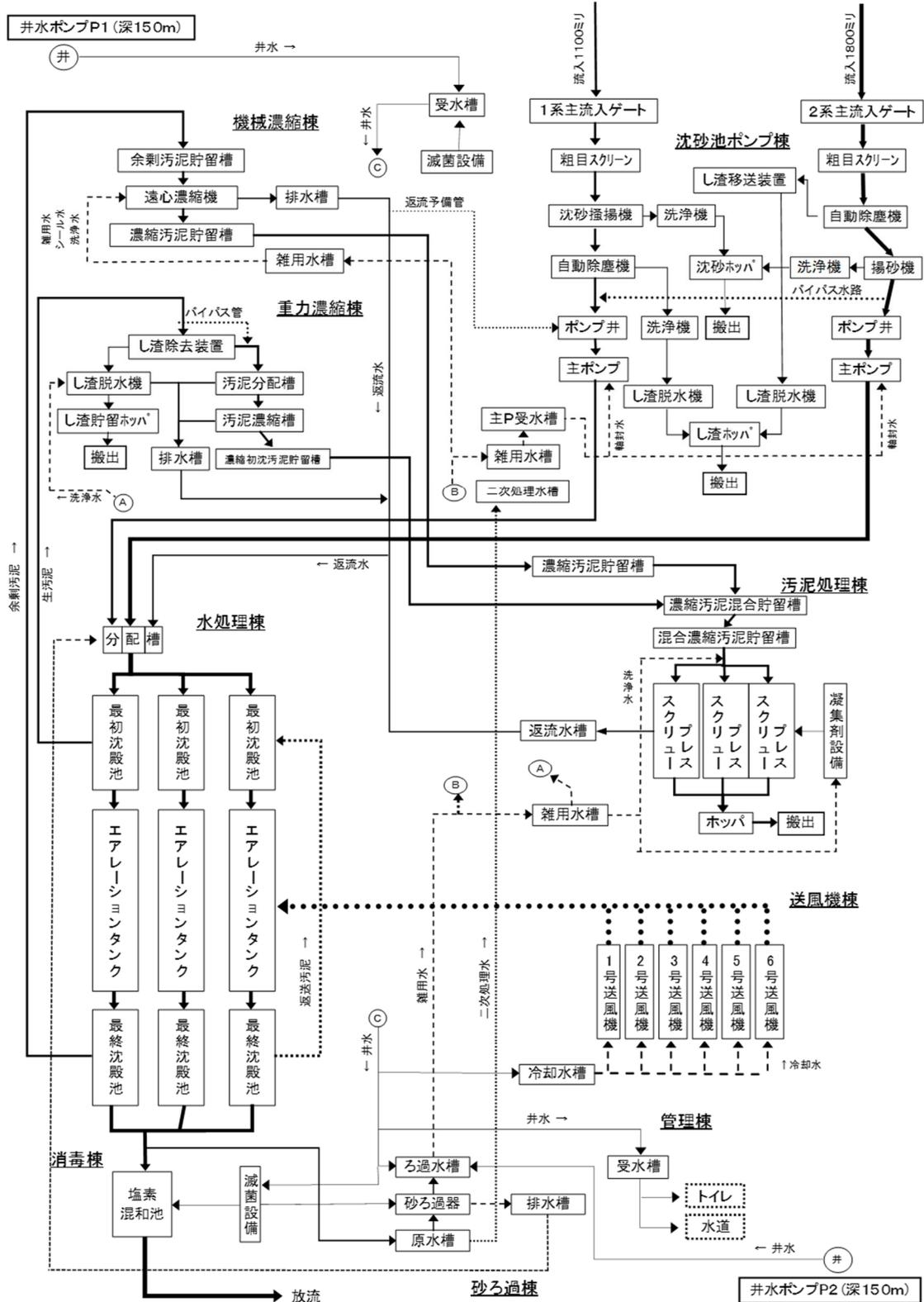
エ 放流先

一級河川 富士川水系沼川（環境基準 D）

施設

本事業における維持管理対象は、土木構造物及び建築物等の他、機械・電気設備保守点検基準及び施設機能確認書に示す。

全体処理フロー  
 狩野川西部浄化センター 全体処理フローシート



(2) 夏梅木ポンプ場

所在地 三島市谷田字向山 636 番

運転開始日 平成 14 年度

流入方式 分流式

処理水量

下水量		令和 6 年 7 月現在
処 理 能 力	晴天時時間最大 (中継ポンプ場) ( $\text{m}^3/\text{h}$ )	1,920

施設

本事業における維持管理対象は、土木構造物及び建築物等の外、施設機能確認書に示す。

### 3 業務範囲

#### (1) 包括的民間委託の業務範囲

包括的民間委託の業務範囲を表Ⅱ-1に示す。

表Ⅱ-1 包括的民間委託の業務範囲(受注者が実施する業務)

区分	内容	備考
維持管理実施計画策定及び管理業務	V-1参照	
運転管理業務	V-2参照	
水質等試験業務、微生物学的観察業務	V-3参照	
汚泥等試験業務	V-4参照	
臭気測定業務	V-5参照	
汚泥収集運搬補助業務	V-6参照	
危機管理対応業務	V-7参照	
備品・消耗品の調達・管理業務	V-8参照	
薬品・燃料・水道の調達・管理業務	V-9参照	
普及啓発活動	V-10参照	
維持管理の調査・研究のために必要となるデータの整理、協力	V-11参照	
苦情に対する一次対応	V-12参照	
保守点検等業務	V-13参照	
日常点検	V-13(1)参照	
定期点検等業務	V-13(2)参照	
簡易な修繕	V-13(3)参照	
保守点検記録の作成、保管及び提出	V-13(4)参照	
修繕業務	V-14参照	
小修繕	V-14(1)参照	
緊急修繕	V-14(2)参照	
電気工作物管理業務	V-15参照	
業務の報告	V-16参照	
その他の業務	V-17参照	

(2) 包括的民間委託に含まない業務範囲

包括的民間委託に含まない業務範囲を表Ⅱ-2に示す。

表Ⅱ-2 包括的民間委託に含まない業務範囲(発注者が実施する業務)

区分	内容	備考
管理方針	維持管理のあり方、組織管理、放流水質基準の決定等	
維持管理基本計画	包括維持管理を実施するための基本的な計画の作成	
法的業務	官庁への届出、維持管理負担金の徴収、維持管理要綱に基づく関連市町との連絡調整等の法的業務	点検等に伴う許可申請等については受注者が実施
危機管理対応業務	危機管理対応方針の提示。危機管理レベルの高い場合の総括指揮	
施設管理計画・管理業務	施設の改築更新等の長期的な管理計画の作成及び管理	
管渠調査・管理業務	場外の管渠点検 (1)管渠調査、(2)管渠清掃、(3)マンホール調査の監視	中継ポンプ場は委託業務に含む
施設修繕計画	施設内の管渠、躯体等の土木構造物、建築物(建築付帯設備含む)、プラント設備及び外構の修繕の計画策定	
施設修繕業務	施設内の管渠、躯体等の土木構造物、建築物(建築付帯設備含む)、プラント設備及び外構の修繕工事の実施(ただし、簡易な修繕及び小修繕は受注者対応とする)	
汚泥収集運搬業務	排出事業者として、産業廃棄物収集運搬・処分業務委託契約の締結、支払管理	
業務監視・評価	受注者の運転管理及び施設機能維持の状況を監視・評価 放流水質が要求水準を満足しない場合の是正指示等	
電力調達業務	浄化センター及び中継ポンプ場で使用する電力の調達	
法定検査等業務	(1) 水質精密試験(下水道法及び水質汚濁防止法) (2) 汚泥分析試験(廃棄物及び清掃に関する法律及び肥料公定規格) (3) 接続箇所試験(流域市町が実施)	

### Ⅲ 前提条件

#### 1 運転管理業務の基本方針

受注者は、狩野川西部浄化センター及び夏梅木ポンプ場の状況を把握した上で、各施設の適切な運転管理を実施する。

なお、施設の運転管理は、以下の基本方針を前提とする。

- (1) 現有施設能力を適正かつ十分に活用する。
- (2) 常に処理能力を確保するように努める。
- (3) 良好な水質の確保に努める。
- (4) 設備の効率的な運転管理を行い、省エネルギーに努める。
- (5) 活性汚泥濃度を適正に管理し、必要以上の汚泥を貯留しない。
- (6) 脱水ケーキの含水率を低く一定となるように努める。
- (7) 脱水ケーキ等受け入れ先の運転状況及び設備停止などを考慮し、適正な汚泥の処理を行う。
- (8) 臭気の拡散など周辺環境への影響を最小限とするよう努める。
- (9) 設備点検・修繕・改築を実施する際は施工者と協力し、上記(1)～(8)を考慮し、工夫した運転管理に努める。

#### 2 流入基準

##### (1) 水量に関する流入基準

水量に関する流入基準は、表Ⅲ－1のとおりとする。受注者は、下記の流入水量において、放流水質の要求水準を満足すること。

表Ⅲ－1 本施設の流入水量

流入水量(m <sup>3</sup> /日)	
年度	日最大
R7	81,000
R8	81,000
R9	81,000

事業費の積算に用いる処理水量、発生汚泥量、発生沈砂量及び発生し渣量は、表Ⅲ－2に示すとおりとする。

表Ⅲ－2 事業費の積算に用いる水量、汚泥量、沈砂量及びし渣量

年度	年間処理水量 (m <sup>3</sup> /年)	汚泥発生量 (t/年)	発生沈砂量 (t/年)	発生し渣量 (t/年)	備考
R7	20,245,000	14,000	25	150	
R8	20,245,000	14,000	25	150	
R9	20,245,000	14,000	25	150	

(2) 水質に関する流入基準

水質に関する流入基準は、表Ⅲ－3のとおりとする。受注者は、下記の水質に関する流入基準において、放流水質の要求水準を満足すること。

表Ⅲ－3 本施設の流入水質

項目	範囲	備考
pH(－)	5.8～8.6	
BOD(mg/L)	330 以下	
SS(mg/L)	300 以下	

なお、上記の水質に関する流入基準においては、測定の時点で基準を満たさない場合には、水質の流入基準の未達とする。

流入基準の未達となる期間は、流入基準の未達が最初に確認された時点から、流入基準が未達でないことが確認できるまでの期間とする。

#### IV 運転管理において受注者の満たすべき要求基準

##### 1 放流水質に関する基準

放流水質の要求水準を表Ⅳ-1～3に定める。ここでは、法定基準に加え、受注者に課す契約基準を設定する。発注者は要求水準の達成状況を公表することができる。

##### (1) 法定基準

表Ⅳ-1 放流水質(法定基準)

項目	水質・性状
pH(-)	5.8～8.6
BOD(mg/L)	15 以下
SS(mg/L)	40 以下
大腸菌数(CFU/mL)	800 以下

##### (2) 契約基準

###### ア 放流水質契約基準 I

日常の施設運転において実施する水質試験(受注者による水質試験(放流水質契約基準、放流水質法定基準を満たしていない場合の追加の水質試験を含む。)、法定検査及びⅤ-3に定める試験の各測定値が満足すべき契約基準

表Ⅳ-2 放流水質契約基準 I

項目	水質・性状
pH(-)	5.8～8.6
BOD(mg/L)	10 以下
SS(mg/L)	27 以下
大腸菌数(CFU/mL)	400 以下

(各回測定値が満足すべき基準)

受注者は、放流水質契約基準 I の未達となる期間を把握するために、放流水質契約基準 I の未達が最初に確認された時点から、放流水質契約基準 I が未達でないことが確認できるまで、1日1回以上水質測定を行い、放流水質を把握する。

発注者は、受注者が行う水質測定の結果をもって、放流水質契約基準 I の未達の期間を確認する。

受注者は、表Ⅲ-1及び表Ⅲ-3に示す流入基準が未達である場合は、上記の放流水質契約基準 I を満足するように努める。

イ 放流水質契約基準Ⅱ

全水質試験の年平均値(各測定日の間隔を考慮した加重平均値)において満足すべき契約基準

表Ⅳ－3 放流水質契約基準Ⅱ

項目	水質・性状
pH(－)	5.8～8.6
BOD(mg/L)	6以下
COD(mg/L)	10以下
SS(mg/L)	5以下
T-N(mg/L)	13以下
T-P(mg/L)	3以下
大腸菌数(CFU/mL)	80以下

ここで、加重平均値を算定する際の各測定日の間隔については、以下のとおりとする。

1 日	2 日	3 日	4 日	5 日	6 日	7 日	8 日	9 日	10 日	11 日	12 日	13 日	14 日	…
測定 ↓ 結果 A				測定 ↓ 結果 B			測定 ↓ 結果 C				測定 ↓ 結果 D			

$$\text{令和7年度平均値} = (A \times 4 + B \times 3 + C \times 4 + D \times \dots) \div 365$$

$$\text{令和8年度平均値} = (A \times 4 + B \times 3 + C \times 4 + D \times \dots) \div 365$$

$$\text{令和9年度平均値} = (A \times 4 + B \times 3 + C \times 4 + D \times \dots) \div 366$$

なお、流入水が表Ⅲ－3に示す流入基準を満足していない場合及び発注者が実施する工事・修繕等により処理能力が低下する等のやむを得ない場合により放流水質契約基準Ⅰの未達が生じた場合の各回の測定結果については、上記の年平均値の算定から除外するものとする。

## 2 処理場運転に関する基準

本処理場の業務期間中における水処理設備の消費電力は、電力量原単位で 0.4465kWh/m<sup>3</sup>を上限とした上で、放流水質基準Ⅱを満足する処理場運転を行うこと。

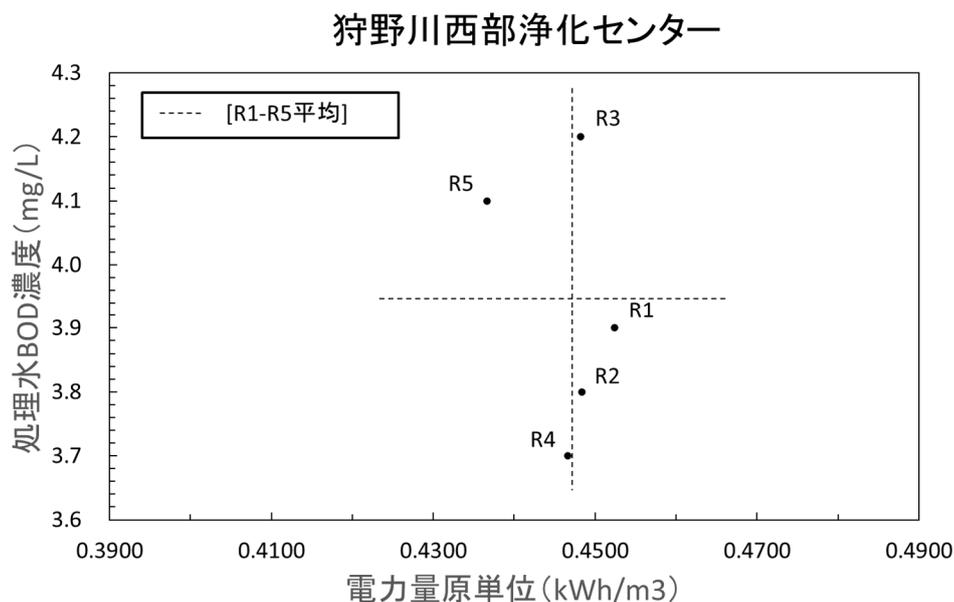
各対象設備の電力量原単位の内訳は表Ⅳ-4のとおりとする。

表Ⅳ-4 各処理設備の電力量原単位

対象設備	電力量原単位 kWh/m <sup>3</sup>
送風機+水処理系	0.2964
汚泥棟	0.0649
主ポンプ+照明、空調等	0.0852
処理場全施設(合計)	0.4465

参考に直近5年間の処理水 BOD 濃度(5年平均 3.9 mg/L)と処理場全施設の電力量原単位(5年平均 0.4465kWh/m<sup>3</sup>)の関係を図Ⅳ-1に示す。

図Ⅳ-1 直近5年間の放流水質と処理場全施設の電力量原単位の関係



### 3 脱水汚泥に関する基準

脱水汚泥の処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に則った基準及び下記の基準を適用する。受注者は、脱水汚泥を以下の基準項目に適合させるよう処理する。

発注者は要求水準の達成状況を公開することができる。

表Ⅳ-5-1 No.3 脱水機含水率基準値

機種	項目	契約基準Ⅰ	契約基準Ⅱ
スクリーンプレス(SP)	含水率(Wt%)	78%以下	76%以下

表Ⅳ-5-2 No.1, No.4 脱水機含水率基準値

機種	項目	契約基準Ⅰ	契約基準Ⅱ
スクリーンプレス(SP)	含水率(Wt%)	78%以下	75%以下

#### (1) 脱水汚泥契約基準Ⅰ

日常の施設運転において実施する脱水汚泥の含水率に関する各回の測定結果において満足すべき契約基準。ただし、日報、月間報告書などに記載する日常の含水率は、日平均(施設稼働時に最低1回以上測定し、その平均の値)を記載すること。設備故障や他要因により、契約基準Ⅰが満たせない場合、発注者と協議すること。

#### (2) 脱水汚泥契約基準Ⅱ

脱水汚泥の含水率に関する全測定結果の各年度の平均値において、満足すべき契約基準。設備故障や他要因により、契約基準Ⅱが満たせない場合、発注者と協議すること。

### 4 悪臭に関する基準

受注者は臭気の拡散防止に努め、周辺住民から苦情などがないよう配慮すると共に、施設から発生する悪臭に関して以下の基準に適合させるよう運転管理を行う。

表Ⅳ-6 悪臭の基準値

項目	基準値	備考
臭気指数	18 未満	狩野川西部浄化センターの敷地境界の値
	15 未満	夏梅木ポンプ場の敷地境界の値

### 5 省エネに関する条件

エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)、地球温暖化対策の推

進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号)及び静岡県地球温暖化防止条例(平成 19 年静岡県条例第 31 号)の規定を遵守し、狩野川西部浄化センター及び夏梅木ポンプ場におけるエネルギーの使用の合理化に努め、定期報告書作成等に協力すること。また、エネルギー管理指定工場等については、中長期計画書の作成に協力すること。必要に応じて省エネ運転方法を検討及び実施すること。

## 6 施設機能の維持にかかる保全管理要求水準

受注者は、本施設の機能が劣化しないよう日常的な保守点検及び必要な修繕を実施し、施設を正常な状態に維持する。歩廊、手摺り、配管類及びゲート類など錆びやすい部位については補修塗装を施し、常に錆の発生を防止する。

事業期間終了時、全ての施設が通常の施設運営を行うことができる機能を有すること及び通常の経年劣化を逸脱する著しい劣化が無いことを施設機能確認報告書で確認する。

特記仕様書で示す清掃業務とは別に清掃を行う範囲は次のとおりとし、作業場及び周辺の整理整頓に注意し、契約時と比べて美観を損なわない状態を維持するものとする。

- (1) 水処理施設及び汚泥処理施設の内部（連絡管廊、沈砂池、ホンプ施設を含む。）
- (2) 管理本館及び汚泥処理棟等建物の内部
- (3) 管理本館前面及びその他の建物並びに施設の周辺の除草、草刈、薬剤散布、及び簡単な樹木の手入れ
- (4) 中継ポンプ場内外部及び周辺の除草等

## 7 その他

### (1) 有資格者の配置

受注者は、本事業の実施にあたり、表Ⅳ－7に示す有資格者を配置する。

表Ⅳ－7 有資格者一覧

資格名称等	根拠法令等	備考
下水道維持管理資格者	下水道法施行令第 15 条の 3	総括責任者及び副総括責任者
電気主任技術者第 3 種以上	電気事業法	
危険物取扱者乙種第 4 類	消防法	
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者(技能講習)	労働安全衛生法	
クレーン運転 5t 未満(特別教育)	労働安全衛生法	
玉掛(技能講習)	労働安全衛生法	
フォークリフト運転技能(特別教育又は技能講習)	労働安全衛生法	
アーク溶接作業(特別教育)	労働安全衛生法	
その他労働安全衛生関係で必要な資格者		

## (2) 環境への配慮

### ア 景観等への配慮

受注者は、本事業の実施に当たっては、地域住民の生活環境への配慮に努める。

### イ 騒音、振動、粉じん、排出ガス対策

受注者は、本事業の実施にあたり、環境関係法令等を遵守したうえ、更に必要に応じた対策を実施し、周辺住民の生活環境を損ねることのないようにする。

### ウ 安全対策

受注者は、維持管理上必要な作業車両等の通行に当たっては、住民等の社会生活及び経済活動に支障を来さないよう、適切な交通安全対策を講じる。特に、構内は、一般見学者の通行もあることから、車両速度 15km/h 以下を遵守すること。

## 8 遵守すべき法制度

本事業の実施にあたり、特に以下の関係法令等を遵守する。

法改正のあった場合には特に注意し、適正に対応する。

### (1) 関係法令等

- ・ 下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)
- ・ 水質汚濁防止法(昭和 45 年法律第 138 号)
- ・ 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)
- ・ 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)
- ・ 消防法(昭和 23 年法律第 186 号)
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)
- ・ 労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)
- ・ 悪臭防止法(昭和 46 年法律第 91 号)
- ・ 大気汚染防止法(昭和 43 年法律第 97 号)
- ・ 騒音規制法(昭和 43 年法律第 98 号)
- ・ 振動規制法(昭和 51 年法律第 64 号)
- ・ 労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)
- ・ 資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第 48 号)
- ・ エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和 54 年法律第 49 号)
- ・ 静岡県生活環境の保全等に関する条例(平成 10 年静岡県条例第 44 号)
- ・ 電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)
- ・ 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号)
- ・ 静岡県地球温暖化防止条例(平成 19 年静岡県条例第 31 号)
- ・ 計量法(平成4年法律第 51 号)
- ・ フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成 13 年法律第 64 号)
- ・ その他関連法令等

(2) 要綱・各種基準等

- ・ 下水道施設設計指針及び解説
- ・ 下水道維持管理指針
- ・ その他関連要綱・各種基準等

## V 運転管理・保全管理業務内容

受注者は、表Ⅱ－1に示した受注者が実施する業務を実施する。

### 1 維持管理実施計画策定

実施計画を策定し、水処理施設の総合的な執行管理を行う。策定に先立ち、発注者実施業務との調整を行うこと。

#### (1) 維持管理実施計画の構成

表V－1 維持管理実施計画の構成

名 称		対象期間	提出時期
維持管理実施計画	維持管理実施基本計画書	事業期間 3年間	事業開始時
	年間維持管理実施計画書	1年間	各年度の事業開始日の 14 日前(令和7年度分は 事業開始時)
	月間維持管理実施計画書	1か月間	各月の事業開始日の7日 前(令和7年4月分は事業 開始時)

#### (2) 維持管理実施計画の内容

##### ア 維持管理実施基本計画書[事業期間(3年間)分]

事業期間を通じた基本的な維持管理計画書であり、次の事項を記載する。

##### ・ 実施方針

本委託業務の重要性に鑑み、その目的を達成するための委託業務における管理思想、周辺環境及び住民への配慮、契約約款第1条第2項の各号に定める業務に対する基本方針及びその概要、要求水準に対する考え方等について、委託業務に対する姿勢が把握できるように記載すること。

##### ・ 人員体制

本委託業務を遂行する上で必要な組織及び体制について、組織、業務分担、緊急時体制、その他業務の履行に要する組織・体制(必要な場合、下請け関係も含む。)を、その目的と系統、人数及び分担等が明確に把握できるように記載すること。

##### ・ 安全管理体制

事故、災害等を未然に防止し、安全に委託業務を遂行するための安全衛生管理に係る作業基準、安全衛生に関する計画及び組織体制について記載すること。

- ・ ユーティリティの調達、使用の方法

施設の運営を行うために必要な薬品、燃料、水道、資材等の調達方法及び使用予定量等を、年間を通じての使用計画が把握できるように記載すること。

(電気の調達は、発注者が契約するものとする。)

- ・ 運転管理計画

流入水を安定的に処理するための運転指標や各施設の運転方法及び要点(ポイント)、水質、汚泥及びその他分析の内容・頻度、し渣・沈砂搬出のスケジュール、その他の施設運転における重要事項等について、年間を通じて各業務計画が把握できるように記載すること。

- ・ 保全管理計画

契約期間中を通して著しい劣化を防ぎ、施設の能力、外観を保全するための日常点検(点検頻度・点検要領)、定期点検及び修繕業務の実施計画、腐食性ガス発生に対する対策など、機器の延命化に関する考え方、清掃(頻度・清掃要領)、外構等場内の保全方法、警備、物品管理の方法及び要領等その他の必要な事項について記載すること。

- ・ 緊急時等への対応

施設において事故が発生した場合、その他緊急の場合の対応手順を簡潔にまとめること。以下の場合についても記載すること。

- ・ 大雨時
- ・ 水質異常時
- ・ 地震、火災時

- ・ 普及啓発活動

受注者が実施する県民の下水道に対する理解を深めるための活動計画について記載すること。

- ・ 入札時に提出した総合評価技術提案(発注者が採用を認めないことを通知した提案内容は除く)

- ・ VE提案及びその他必要に応じ受注者が提案する事項

契約約款第6章に定めるVE提案及びその他必要に応じ受注者が提案する事項については、次のとおり取り扱う。

施設の改造は原則として認めない。しかし、業務の効率性や安全性の向上のための軽微な改良や追加等は、発注者が要請した場合に速やかに原状回復が可能であること、設置、撤去等これに要する一切の費用を受注者が負担することを条件として認める。

なお、提案のための計画書は内容を十分精査し提出すること。(各計画書において機器名称統一など、構成に十分注意して作成すること。)

## イ 年間維持管理実施計画書

主に年間を通じた基本的事項、スケジュールを把握できるように作成する。年間維持管理

実施計画書には、以下の内容を記載する。

(a) 運転管理計画(水処理施設、汚泥処理施設)

- ・ 年間を通じた運転指標等運転管理の総括的事項
- ・ 組織・人員の配置と氏名(経験及び資格)(必要に応じて下請け関係を含む)
- ・ 危機管理における連絡先の一覧

(b) 水質、汚泥、その他の環境管理計画

- ・ 水質試験・汚泥試験等のスケジュール
- ・ その他必要事項

(c) 保守点検計画

- ・ 日常点検、定期点検のスケジュール
- ・ その他必要事項

(d) 修繕実施計画

- ・ 修繕のスケジュール
- ・ その他必要事項

(e) 脱水ケーキ及び沈砂・し渣搬出計画

- ・ 脱水ケーキ及び沈砂・し渣搬出のスケジュール及び量  
(搬出先の受入停止期間を考慮すること。)
- ・ その他必要事項

(f) 警備業務計画

- ・ 保安・警備の年間計画
- ・ その他必要事項

(g) コンクリート構造物の劣化状況(目視)調査計画

- ・ 劣化状況(目視)調査のスケジュール
- ・ その他必要事項

ウ 月間維持管理実施計画書

年間維持管理実施計画の内容について、日単位で把握できるように作成する。

## 2 管理業務

受注者は、自ら作成した要領書に基づき、管理業務を行う。

### 2.1 中央操作監視業務

狩野川西部浄化センターの中央管理室における監視、操作、記録等を行う。

中央管理室業務は次の業務を含む。

- ・ 計器類の監視

- ・ 運転操作
- ・ 操作状況、計器値の記録
- ・ 夜間及び休日の異常に対する確認作業等
- ・ 処理場内への本契約外の作業者の入退場管理(受付、鍵貸し出し等)

## 2.2 現場操作・巡視業務

- ・ 中央管理室と連絡を密にし、現場操作等の業務を行う。
- ・ 水処理施設及び汚泥処理施設等を巡回し、処理水質及び汚泥処理の状況を監視する。

## 2.3 夏梅木ポンプ場巡視業務

- ・ 夏梅木ポンプ場の稼働状況の監視、操作、記録等作業を行う。
- ・ 巡回は週2回以上、実施する。ただし、不具合が発生した場合等には、臨時の点検を行う。

浄化センターの運転管理業務は、発注者が実施する各種工事、修繕、委託等の業務と協力し、十分な調整を図りながら状況に応じて工夫した運転を実施する。

汚泥処理運転管理業務では、脱水ケーキ等受入れ先の状況に応じ、汚泥を適正に処理(運転時間及び搬出時間を考慮)するように努めなければならない。また、汚泥処理運転管理業務については、振動・騒音を踏まえて深夜・夜間電力の活用を十分考慮して計画すること。

### 3 水質等試験業務

#### (1) 水質試験業務

受注者は、維持管理に必要な水質分析等を行う。

水質等試験は、水処理施設等の運転管理に必要な日常試験分析等を行うほか、表V-2に基づき次の試験等を行う。

表V-2 水質試験

水質分析項目								
番号	採水箇所 項目	流入水	最初沈澱池		エアタンク	二次処理水	放流水	河川水 (放流口上流、 下流、夏 梅ンボ 場)
			流入水	流出水				
1	水温	日	日	日	日	日	日	河
2	外観	精中	精中	精中		精中	精中	河
3	透視度	日精中通	日精中通	日精中通		日精中通	日精中	河
4	臭気	精中	精中	精中		精中	精中	河
5	pH	日精中通	日精中通	日精中通	日	日精中通	日精中通	河
6	DO				日			河
7	SV				日			
8	汚泥界面					日		
9	蒸発残留物	精	精	精		精		
10	強熱残留物	精	精	精		精		
11	強熱減量	精	精	精		精		
12	SS	精中通	精中通	精中通		精中通	精中通	河
13	溶解性物質	精	精	精		精		
14	BOD	精中通	精中通	精中通		精中通	精中通	河
15	COD	精中通	精中通	精中通		精中通	精中通	河
16	アンモニア性窒素	精中	精	精	日(※)	精中	精中	河
17	亜硝酸性窒素	精中	精	精	日(※)	精中	精中	河
18	硝酸性窒素	精中	精	精	日(※)	精中	精中	河
19	有機性窒素	精中	精	精		精中	精中	河
20	全窒素	精中	精中	精中		精中	精中通	河
21	全リン	精中	精中	精中		精中	精中通	河
22	塩化物イオン	精				精		
23	大腸菌数	精中通				精中通	精中通	河

日：日常試験(毎日実施)

精：精密試験(月2回実施)

中：中試験(月1回実施)

(通日試験を実施する月は、中試験の実施は不要)

通：通日試験(年4回実施)

(8:00～翌日 6:00。流入水、初沈流入水、初沈流出水及び二次処理水は自動採水機により2時間毎採水。放流水は自動採水機により1時間毎に採水し、24 試料混合したもの。大腸菌は 10:00 にスポット採水。)

河：河川試験(年4回実施)

※ ペーパー法による簡易な検査法による計測

その他、以下の試験を行う。

- ・ 立入検査時の必要な試験
- ・ 調査のための試験等の検体採取及び補助作業
- ・ 発注者が別途発注する水質試験委託の補助作業(採水等)
- ・ その他必要に応じて行う試験業務

なお、受注者は、要求水準を満足するよう運転管理するために、予め作成した水質管理計画に基づき定期的な水質試験を実施するとともに、各項目の試験結果を毎月、発注者に報告する。

この他、大雨時や水質異常時には、必要な試験を実施する。その際、測定が困難な項目の試験が必要になった場合や、発注者からの指示がある場合は、その指示に従い、採水、運搬や前処理などの必要な措置を講じる。

## (2) 微生物学的観察業務

- ・ エアタン内の微生物を顕微鏡で観察し、種類及び活性を記録する。
- ・ 記録は観察の度に発注者へ提出する。
- ・ 観察は月 2 回行う。

#### 4 汚泥等試験業務

受注者は、維持管理に必要な汚泥分析等を行う。

汚泥等試験は、汚泥処理施設等の運転管理に必要な日常試験分析等を行うほか、表V-3に基づき次の試験等を行う。

表V-3 汚泥試験

一般汚泥試験項目											
番号	採水箇所 項目	エアタン	返送汚泥	生汚泥	重力濃縮出口	機械濃縮		脱水機供給	機械濃縮機脱離液	SP*脱水機脱離液	脱水ケーキ
						入口	出口				
1	MLSS	日汚									
2	MLVSS	汚									
3	RSSS		汚								
4	RSVSS		汚								
5	蒸発残留物(汚泥濃度)	汚	汚	汚	汚	汚	汚	汚			
6	強熱減量	汚	汚	汚	汚	汚	汚	汚			
7	粗浮遊物							汚			
8	浮遊物質(SS)								汚	汚	
9	含水率										日

日：日常試験(毎日実施)

\*SP:スクリーブレス

汚：汚泥試験(月2回実施)

その他、以下の試験を行う。

- ・ 立入検査時の必要な試験
- ・ 調査のための試験等の検体採取及び補助作業
- ・ その他必要に応じて行う試験業務

## 5 臭気測定業務

受注者は表V-4及び特記仕様書に基づき臭気測定業務を行う。

表V-4 臭気測定

臭気測定項目					
番号	測定地点(※1) 項目	①敷地境界線(※2)	②気体排出口	③脱臭装置入口・出口(※3)	④排水口
		(4か所)	(6か所)	(19か所)	(1か所)
1	アンモニア	○	○	○	
2	メチルメルカプタン	○	○	○	○
3	硫化水素	○	○	○	○
4	硫化メチル	○	○	○	○
5	二硫化メチル	○	○	○	○
6	トリメチルアミン	○	○	○	
7	アセトアルデヒド	○			
8	プロピオンアルデヒド	○	○		
9	ノルマルブチルアルデヒド	○	○		
10	イソブチルアルデヒド	○	○		
11	ノルマルバレルアルデヒド	○	○		
12	イソバレルアルデヒド	○	○		
13	イソブタノール	○	○		
14	酢酸エチル	○	○		
15	メチルイソブチルケトン	○	○		
16	トルエン	○	○		
17	スチレン	○			
18	キシレン	○	○		
19	プロピオン酸	○			
20	ノルマル酪酸	○			
21	ノルマル吉草酸	○			
22	イソ吉草酸	○			
23	官能試験	○	○		○

※1 測定は年2回実施する。

また、測定箇所の詳細は特記仕様書及び発注者の指示による。

※2 敷地境界線は浄化センターを2か所、夏梅木ポンプ場を2か所とする。

※3 脱臭装置入口・出口の19か所には、夏梅木ポンプ場の2か所を含む。

## 6 汚泥収集運搬補助業務

受注者は、次の業務を実施する。

- ・ 産業廃棄物搬出時の立会い・作業補助・連絡調整
- ・ 場内の運搬及び収集積込は、運転管理業務に含む

上記に関する費用については、発注者から受注者へ支払う委託料に含まれる。

※汚泥収集運搬処分業務は別途、発注者が委託契約を締結し、支払を行う。

## 7 危機管理対応業務

受注者は、発注者が策定した狩野川西部浄化センター業務継続計画を満たすよう、地震、火災、大雨、水質異常等の危機管理事象に対応する業務を行う。

受注者は、狩野川西部浄化センター業務継続計画、水防及び異常気象時配備の手引き及び有害物質等流入事故対応マニュアル(国土交通省都市・地域整備局下水道部)の内容を十分に把握したうえで、下記の事項に対応し、火災等の緊急時には、適切な初期対応をとるとともに、関係諸機関への通報・連絡を行う。また、受注者は、防災に関する訓練を定期的実施するとともに、保有資機材表を参考に、同数量以上を常備するように管理する。

- ・ 緊急配備
- ・ 緊急点検、応急措置
- ・ 災害等対策訓練(年2回、県が実施する防災訓練に合わせて実施)
- ・ 緊急連絡
- ・ 応急資機材の管理
- ・ 水質試験、採水、試料運搬

また、発注者の業務継続計画の内容を網羅した受注者の業務継続計画を初年度の事業開始時1か月以内に作成し、提出すること。

受注者は当該計画に従って危機管理事象に対応する業務を行うこととする。

## 8 備品・消耗品の調達・管理業務

受注者は、業務履行に必要な備品・消耗品を調達する。

発注者は、事業期間の開始時点で発注者が保有する備品を貸与するが、受注者は、これら備品等の数量を発注者の立会いのもとに確認し、これらを優先的に使用するとともに、適切に貯蔵、管理する。

また、事業期間中に発注者が貸与する備品については、受注者はその機能を維持するとともに、故障が生じた場合は、受注者が発注者に報告し、その後の対応については協議するものとする。

なお、受注者が調達する消耗品については受注者の提案によるものとするが、使用する消耗品の種類、使用量等について、受注者は購入手続きに移る前に発注者に計画書を提出し了承を得る。また、消耗品の使用実績についても毎月取りまとめ、発注者へ報告する。

なお、事業期間終了時には、受注者は、発注者から貸与された備品を発注者に引き渡すものとする。

受注者が用意する備品・工具類の一覧は別添2に示す。このほか、受注者が調達する備品・消耗品は、次のとおりである。

- ・ 油脂類
- ・ 補修用塗料
- ・ 補修用消耗品類
- ・ 点検時に交換する部品類、消耗品類
- ・ 水質試験、汚泥試験及び臭気測定等に使用する消耗器具類、薬品類
- ・ 貸与備品の交換部品
- ・ 災害等訓練用消耗品類
- ・ 備蓄資機材消耗品類
- ・ 清掃用品類
- ・ 作業車両・巡回点検車両等（緊急対応車両を除く）
- ・ その他業務履行のために必要な備品及び消耗品

## 9 薬品・燃料・水道等の調達・管理業務

受注者は、運転管理に必要な薬品・燃料・水道等を調達し、管理する。

受注者は、発注者等が別途発注する点検、修繕及び工事等施設管理上使用する水道などについても調達し支払を行う。

### (1) 薬品

受注者は、本施設の運転管理に必要な薬品（活性炭を含む。）を調達し、適切に貯蔵、管理する。なお、使用する薬品については受注者の提案によるものとするが、使用する薬品の種類（安全性が確認できるもの）、使用量等については、購入手続き前に発注者に計画書を提出し、了承を得る。また、薬品の使用実績についても毎月取りまとめ、発注者へ報告する。

活性炭については、特記仕様書に基づき調達し、交換を実施する。

本業務委託終了時も途切れることなく円滑な運転管理業務が遂行できるように、本業務委託終了時に残った薬品類の扱いについては、次期受注者と調整をすること。

### (2) 電気・燃料等

#### ア 電気

受注者は、発注者が調達する浄化センターの維持管理及び運転管理上必要となる電気の管理を行う。

なお、電気の調達は、発注者が電力会社を選定・契約するものとする。

電気の使用にあたっては最大デマンドに注意し、省エネに努めること。デマンドオーバーした場合、受注者は原因について報告しなければならない。原因が受注者の故意または過失によるものと認められる場合、発注者は受注者に超課金支払の請求等を行うことができる。設備増設や更新等により契約電力変更が必要な場合は協議し、実施する。

電気の管理の対象となる施設及び現在の契約内容は、次のとおりである。

表V-5 電気の契約電力等

(令和6年7月現在)

名称	契約種別	契約電力	備考
狩野川西部浄化センター	市場価格連動プラン	1,500kW	緊急時は除く
夏梅木ポンプ場	市場価格連動プラン	193kW	緊急時は除く

#### イ 燃料

自家発電設備用の燃料については、事業開始時点で発注者が地下貯蔵タンクに下表の燃料備蓄量を備蓄した状態で受注者に引き渡す。事業期間終了時には、受注者は、同量以上にして発注者に引き渡すものとする(小出槽を含む)。施設の地下タンク容量及び燃料備蓄量は表V-6に示すとおりである。

受注者は、災害時等における自家発電設備の運転に備え、必要量を常備する。なお、災害発生時の燃料供給については発注者と協議し、実施すること。

表V-6 自家発電設備用燃料備蓄量

名称	燃料の種類	燃料備蓄量/タンク容量 (リットル)	備考
狩野川西部浄化センター 自家発電設備 No.1	A重油 (LSA)	13,500/15,000	
狩野川西部浄化センター 自家発電設備 No.2	A重油 (LSA)	13,500/15,000	
夏梅木ポンプ場 自家発電設備	A重油 (LSA)	3,690/4,000	

#### ウ エネルギー管理等

本施設は「第二種エネルギー管理指定工場等」に指定されているため、受注者は、エネルギー担当者(エネルギー管理講習修了者又はエネルギー管理士免状の交付を受けている者)を置き、当該担当者の下で省エネルギー等の推進を図る。

#### (a) 省エネルギー

エネルギー担当者は施設運転の省エネ化に努めるとともに、エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)に準じて次の業務を行う。

- ・ エネルギー管理標準に基づく運転管理
- ・ エネルギー管理に必要なデータの記録、保管及び報告(年次・月例)
- ・ 定期報告書に関するデータの記録、保管及び報告(年次・月例)
- ・ 中長期計画への参画

#### (b) 地球温暖化対策

エネルギー担当者は、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)及び静岡県地球温暖化防止条例(平成19年静岡県条例第31号)に準じて次の業務を行う。

- ・ 地球温暖化対策に基づく運転管理
- ・ 地球温暖化対策に関する報告書等のデータの記録、保管及び報告(年次・月例)

#### (c) 報告

受注者は、電気・燃料等の使用実績について毎月とりまとめ、発注者へ報告する。また、上記(a)、(b)に係る法律に基づく報告書等を作成し発注者へ提出する。

### (3) 上水道

本施設(浄化センター及び夏梅木ポンプ場)で使用する上水道は、受注者が調達し、支払を行う。また、受注者は、その使用量を毎月とりまとめ、発注者へ報告する。

なお、上水道の使用にあたっては節水に努めること。

### 10 普及啓発活動

受注者は、本事業の意義・目的を十分に理解し、施設見学会や下水道教室等普及啓発事業を行い、地域住民等に対する下水道の理解を深めるための普及啓発活動を行うものとする。(発注者が参加するイベント等の補助及び地元自治会に対する業務報告を含む。)

また、浄化センターへの見学者を受け入れ、対応を行う。定期的に実行するもの(県民の日施設見学会(8月))と、随時受け付けるもの(受付は発注者が対応する。)がある。

なお、見学者に対する損害保険、傷害保険等は受注者が加入する。

### 11 適正な維持管理のために必要となるデータの整理、協力

受注者は、下水道施設維持管理の調査・研究のために、発注者が本施設の運転管理データ等の集計・整理を要請した場合には、これに協力する。

また、該当するデータ等を速やかに提示できるよう、日常の運転管理記録等を整理、保管して

おく。

## 12 苦情に対する一次対応

受注者は、常に適切な運営を行うことにより、周辺の住民の信頼と理解、協力を得る。

なお、苦情が寄せられた場合には、適切な一次対応をとるとともに、速やかに発注者に報告する。

## 13 保守点検業務

機器の正常な運転を確保するための日常点検、約款別紙7に示す定期点検等業務及び検知された異常に対して行う臨時の補修、部品交換等の簡易な修繕を実施する。また、定期自主点検及び点検機器周辺の清掃も含まれ、歩廊や手すり等さびが出ないように常に補修塗装をする。電気設備の保守点検に当たって、自家用電気工作物保安規程に基づき、電気主任技術者の指示に従って実施すること。

### (1) 日常点検

日常点検は、法令に定めるもののほか、次による。

ア 電気設備は、受注者が定める狩野川西部浄化センター自家用電気工作物保安規程及び夏梅木ポンプ場自家用電気工作物保安規程による。保安規程に定めのないものは、機械・電気設備保守点検基準を標準とする。

なお、自家発電設備の定期自主点検頻度は、原則として次のとおりとする。

①負荷運転(60分程度) 年1回(ダミー抵抗使用)

②無負荷運転(5分程度) 月1回(年10回、①実負荷運転及び電気設備(自家発電設備)点検実施月は除く)

また、自家発電設備 No.1 用地下貯蔵タンク及び夏梅木ポンプ場自家発電設備用地下貯蔵タンクは、漏えい検査、残油量確認を毎週行い、その記録を保管する。

イ 機械設備は、機械・電気設備保守点検基準を標準とする。

### (2) 定期点検等業務

受注者は約款別紙7に示す定期点検等業務を行う。定期点検業務の内容については定期点検等業務共通仕様書及び各業務特記仕様書に示す。

受注者は、各年度当初に実施予定の定期点検等業務の内容について、発注者と打ち合わせを行い、この打ち合わせを基に、各業務等実施の原則2週間前(発注者の休日を除く。)までに各業務実施計画書、事後に各業務実施報告書を発注者に提出する。発注者は適正な報告書を受領した翌月の業務履行確認時に完了検査を実施する。検査の結果、是正が必要であると発注者が認めた場合、受注者は是正を行うものとする。

### (3) 簡易な修繕

簡易な修繕は、受注者が行う施設内の土木構造物、建築物(建築付帯設備含む)、及びプラント設備の日常点検・定期点検等業務により確認した異常解消や予防保全のために受注者自らが行う臨時の補修、部品交換等及び錆発生部・塗装剥離部等の補修塗装とし、これらは修繕業務には含めない。

受注者は勤務者の技術力を向上させ、簡易な修繕を積極的に行い、修繕業務費の圧縮に努めること。

#### (4) 保守点検記録の作成、保管及び提出

受注者は、電気設備及び機械設備の保守・点検及び簡易な修理等の記録として、保守・点検記録、修理・事故記録等を作成し、事業期間終了時まで保管する(必要に応じ発注者の保有する設備一覧台帳に記録する。)。また、保守・点検及び修理記録については毎月、事故記録等は発生の都度速やかに発注者に報告する。

フロン使用機器については、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号)に基づく日常及び定期点検を行い、発注者が指定する様式に記録し保管する。

### 14 修繕業務

受注者は機器等の正常な運転等を確保するため、以下の小修繕及び緊急修繕業務を実施する。

受注者は、緊急の場合を除き、事前に発注者に修繕内容を協議して了解を得てから修繕業務を実施する。また、修繕中に不測の事態が生じた場合は、速やかに発注者に連絡すること。特に、電気設備の修繕にあたっては、電気主任技術者の指示に従うこと。

受注者が修繕等の対応(修理、交換、分解整備及び調整等)を行った場合は必ず記録を残し、毎月発注者に報告すること。修繕を実施した内容について必ず受注者の保有する設備一覧台帳に記入するとともに、完成図書等の差替え及び変更を行うものとする。また、発注者から要請があれば速やかに提示できるようにしておく。

なお、発注者が、受注者の行った修繕が不適切であると判断した場合は、受注者に是正を要求することができる。

#### (1) 小修繕

受注者又は発注者が必要と判断した設備の更新又は修繕のうち、1件あたり1,000千円(消費税及び地方消費税を含む。)未満のものを小修繕として受注者が実施する。小修繕は、土木構造物、建築物(建築付帯設備を含む。)、外構、貸与備品及び庁用備品等も対象とする。ただし、発注金額は受注者の見積を勘案して、発注者が決定するものとする。

小修繕の実施は、本件業務契約前の3か年の小修繕実施状況を勘案し、施設状況を同等のレベルに保てるよう努めること。

なお、小修繕に係る修繕業務費の限度は、各年度あたり、年間9,900千円(消費税及び地

方消費税を含む。)とする。

また、小修繕の実施に当たっては、県内中小企業の活性化に配慮する。

## (2) 緊急修繕

受注者は、処理場運転に重大な支障を及ぼす突発故障が発生し、なおかつ緊急修繕が必要な場合に限り、監督員と協議の上、緊急修繕を実施することができる。

緊急修繕は1件あたり1,000千円(消費税及び地方消費税を含む。)を上限とし、発注金額は受注者の見積を勘案して、発注者が決定するものとする。

なお、緊急修繕に係る修繕業務費の限度は、各年度あたり、年間2,200千円(消費税及び地方消費税を含む。)とする。処理場運転に重大な支障を及ぼす突発故障とは、異常気象等により水処理・汚泥処理に重大な支障が生ずる故障とする。

## 15 電気工作物管理業務

受注者は、電気工作物の管理に関する保安規程の整備、電気主任技術者の選任、官庁への届出、保守点検の監督業務等、法令上電気主任技術者に属する業務を行う。

## 16 業務の報告

受注者は、日報、月間業務報告書、業務年報及び定期点検実施報告書等を作成・提出すると共に、常時現場に保管する。

日報、月間業務報告書、業務年報及び定期点検実施報告書等の記載内容は以下による。

### (1) 日報

#### ア 記載事項

- (a) 天候、気温、雨量、臭気状況 (気象)
- (b) 報告者 (担当)
- (c) 水質試験要領による水質試験項目の結果 (水質)
- (d) 各処理運転フローにおける処理数量 (処理状況)
- (e) 各ユーティリティの数量 (調達・管理)
- (f) 管理の指標としている諸元値 (管理)
- (g) 主要機器の運転記録 (運転)
- (h) 苦情(内容と対応状況) (苦情)
- (i) その他記録・報告すべき事項

#### イ 様式

別添3に示す日報参考様式の内容を網羅するものとし、様式は任意とする。

### (2) 月間業務報告書(月報)

#### ア 記載事項

- (a) 日報に記載の事項
- (b) 保守・点検・正常状態に復帰させるための調整内容と結果の記録
- (c) 事故・故障記録、対応報告
- (d) 当該月の支払額算出の根拠となるデータ

イ 様式

任意とする。

(3) 業務年報

ア 記載事項

- (a) 月報記載事項の月集計
- (b) 施設機能確認報告書
- (c) 必要な報告事項、その他
- (d) 発注者が作成する「維持管理年報」に必要なデータ

イ 様式

任意とする。

(4) 定期点検等業務実施報告書

定期点検等業務共通仕様書、各特記仕様書、機械・電気設備保守点検基準等に従い報告すること。

(5) 修繕業務実施報告書

完了した修繕業務に関し、報告書を提出すること。(様式は任意とする。)

各年度の最終月に、当該年度の修繕業務実施額及び根拠資料を提出すること。

17 その他の業務

(1) 施設監視業務

監視業務の対象範囲は、狩野川西部浄化センター及び夏梅木ポンプ場とする。監視業務計画は、維持管理実施計画書の中に盛り込むものとする。なお、流域下水道幹線マンホールに設置されている流量計の警報が中央監視に表示された場合は発注者に報告するものとする。

ア 防犯・緊急時対応業務

- (a) 受注者は、事業地内に第三者が自由に立ち入ることがないように出入口の施錠を確実に行うとともに場内監視カメラで監視を行う。
- (b) 受注者は、夏梅木ポンプ場に設置された警報機器の維持管理を行う等防犯に努める。

イ 監視記録の作成及び提出

受注者は、監視記録を作成し、毎月、発注者に報告する。

#### ウ 保安業務

受注者は、本委託の実施にあたり、安全管理、事故防止に必要な措置を講じる。

#### (2) 施設機能確認業務

受注者は、維持管理業務の対象となる施設について、適正な維持管理により要求水準を満足する施設の機能を維持し、円滑に業務を行っていることを証明するために、発注者に対し必要なデータを整理し提出するとともに、施設機能確認報告書を作成する。

発注者は、受注者が作成した施設機能確認報告書をもとに、施設機能維持の状況を確認する。

以下は施設機能確認の主な内容であるが、施設機能確認・診断手法及び報告書取りまとめの詳細は受注者の提案とする。

#### ア データ収集及び整理

受注者は、維持管理業務の対象となる施設について、保守点検業務(定期点検)、修繕業務及び事故、故障、劣化状況(振動、異音等を含む)その他施設に関するデータについて整理し、発注者のデータベースシステムに入力する。

なお、これらの情報は常に最新の状態で整理、保管しておくこと。

#### イ 現地確認

受注者は、アの結果を踏まえて現地確認を行い、機器の劣化状況について目視で確認するとともに、劣化状況が分かるよう写真でも記録し、経緯について時系列で整理する。

#### ウ 対象施設の健全度評価と修繕及び点検の提案

受注者は、保守点検記録、機器台帳、補修履歴等、本事業における維持管理・運転管理対象施設に係る資料や目視、測定等により、各施設の健全度評価を行う。

また、各施設(機器及び付帯する設備等)の今後の修繕及び点検内容を発注者へ提案し、現地において立会確認を受ける。

#### エ 施設機能確認報告書の作成

受注者は、上記の作業結果を「施設機能確認報告書」として、年に一度、年度末に発注者へ提出する。

#### (3) 引継事項の整理

受注者は事業期間を通じて、引継事項を記載した文書(以下「引継書」という。)を作成し、事業期間終了時に提出すること。

事業期間中、引継が必要な新たな事項が判明した場合は、適宜、引継書にその内容を反映、記録し、対象施設固有の運転管理、非常時の運転管理方法、点検上の留意点を次の受注者が把握できるような内容とすること。

引継書には、下記項目の記載、添付を必須とする。

- ・ 運転操作マニュアル(運転管理基準及び運転操作基準等のマニュアル)
- ・ 施設機能確認報告書
- ・ 次期包括委託業務での改善提案書

なお、発注者は、これらの提出物を当該施設運転のために使用することができる。また、本委託の終了に際して発注者が次回受注者選定を行う場合には、これらの提出物のほか必要な資料を公開できるものとする。

#### (4) 引継業務

受注者は、本委託の終了前約1か月間(原則として令和 10 年3月1日から3月 31 日までの期間)は、引継期間として、次期維持管理業務を受託する受注者に対して、技術指導し、業務の遂行に支障の無いよう引継を行う。また、引継概要について発注者に報告すること。

#### (5) 賠償保険の加入

受注者は、V-10 示す保険のほか自らの費用で受注者賠償責任保険等に加入するものとする。

発注者は、自らの費用で以下の保険に加入するものとする。

- ・ 下水道賠償責任保険(公益社団法人 日本下水道協会)

## VI その他

### 1 事業期間終了時の状態

受注者は、事業期間終了時において、本委託の対象とする全ての施設が本業務要求水準書で提示した性能を発揮できる機能を有し、事業期間終了後1年以内に不測の更新・修繕等を要することのない状態で、発注者に引き渡せるようにする。

### 2 法令の遵守

受注者は、維持管理業務等の実施にあたって、関係法令を十分に確認し、遵守する。特に法改正については十分に確認すること。

### 3 業務遂行上の留意点(非常時の対応)

受注者は、故障等により、施設の全部又は一部の機能が停止した場合、あるいは災害や事故が発生した場合においては、応急措置を講じ被害を最小限に抑え、速やかに本格復旧できるようにする。

また、非常時に流入量又は流入水質が、表Ⅲ-1及び表Ⅲ-3に示した流入基準を超える場合には、表Ⅳ-2に示す放流水質の契約基準を満足することを目標に、対応可能な範囲内において処理を行うものとする。ただし、当該期間中は、表Ⅳ-2に示す放流水質の契約基準の達成を求めものではない。

発注者は、流入基準を超えることに起因する放流水質の契約基準を達成できない期間の取扱いや災害防止その他業務の実施上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとるよう協議することができる。この場合において、受注者は迅速かつ誠実にこれに応じなければならない。

Ⅶ 別添一覧

番号	名 称	備 考
別添1	施設機能確認書	
別添2	受注者が用意する備品・工具等	
別添3	日報参考様式	
別添4	定期点検等業務共通仕様書	
別添5	機械・電気設備保守点検基準	
別添6	大雨洪水警報発令時の対応	
別添7	定期点検等特記仕様書	

Ⅷ 参考資料一覧

番号	名 称	備 考
参考資料1	想定電力使用量(R7～R9)	CD-ROM 配布
参考資料2	自家用電気工作物保安規程	CD-ROM 配布
参考資料3	エネルギー管理基準	CD-ROM 配布
参考資料4	業務継続計画(BCP)	CD-ROM 配布
参考資料5	省エネ法及び温対法に係る提出書類等	CD-ROM 配布
参考資料6	備品一覧	CD-ROM 配布
参考資料7	異常気象による運転状況・配備状況報告書(R1～R5)	CD-ROM 配布
参考資料8	処理場施設見学の御案内	CD-ROM 配布
参考資料9	消耗品購入一覧	CD-ROM 配布
参考資料 10	維持管理年報(H30～R4)	CD-ROM 配布